

村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二十二日

和田政宗

参議院議長 山崎正昭殿



村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する質問主意書

平成二十六年六月に政府が公表した「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」河野談話作成から「アジア女性基金まで」では、平成五年八月四日に発表された慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話の作成過程において、韓国政府と事前の意見交換を行い、文言を調整していたことが明らかになっている。

そこで、以下、質問する。

平成七年八月十五日に発表された村山内閣総理大臣談話に関して、その公表の前に、外国政府と文言を調整又は内容等を伝達したことはあるのか、具体的に示されたい。

右質問する。

